

第9

地域生活支援事業

1 概要

ちいきせいかつしえんじぎょう しょう かた も のうりよく てきせい おう
地域生活支援事業は、障がいのある方がその持っている能力や適性に応じ
じりつ にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ いとな じゅうみん もっと みちか
自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、住民に最も身近な
しちょうそん ちゅうしん ちいき せいかつ しょう かた ふ
市町村などを中心として、地域で生活する障がいのある方のニーズを踏まえ、
ちいき じつじょう おう じぎょうけいたい しちょうそん とどうふけん じっし
地域の実情に応じた事業形態で市町村や都道府県が実施するものです。

2 実施主体

ちいきせいかつしえんじぎょう しちょうそん おこな しちょうそんちいきせいかつしえんじぎょう とどうふけん
地域生活支援事業は、市町村が行う市町村地域生活支援事業と、都道府県が
おこな とどうふけんちいきせいかつしえんじぎょう わ
行う都道府県地域生活支援事業とに分かれます。

さっぽろし しちょうそんちいきせいかつしえんじぎょう じっし じぎょう じぎょう
札幌市では市町村地域生活支援事業を実施します。事業によっては、事業の
ぜんぶまた いちぶ だんたい いたく じっし
全部又は一部を団体などに委託して実施します。

3 さっぽろし ちいきせいかつしえんじぎょう 札幌市における地域生活支援事業のメニュー

ちいきせいかつしえんじぎょう 地域生活支援事業では、すべての市町村が実施する「必須事業」と、市町村のおおの はんだん おこな にんいじぎょう 各々の判断により行う「任意事業」があります。

さっぽろし 札幌市では、これまでの事業実施状況やサービス提供体制を勘案し、以下の事業を展開していきます。

ちいきせいかつしえんじぎょういちらん ひつすじぎょう 地域生活支援事業一覧（必須事業）

じぎょう 事業メニュー	
そうだんしえんじぎょう 相談支援事業	しょう しゃそうだんしえんじぎょう 障がい者相談支援事業
	しょう じとうりょういくしえんじぎょう 障がい児等療育支援事業
	ちいきじりつしえんきょうぎかい 地域自立支援協議会
	じゅうたくにゆうきどうしえんじぎょう きょじゅう じぎょう 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）
	せいねんこうけんせいどりようしえんじぎょう 成年後見制度利用支援事業
コミュニケーション しえんじぎょう 支援事業	しゅわつうやくしゃはけんじぎょう 手話通訳者派遣事業
	しゅわつうやくしゃせつちじぎょう 手話通訳者設置事業
	ようやくひつきほうしいんはけんじぎょう 要約筆記奉仕員派遣事業
にちじょうせいかつようぐきゅうふじぎょう 日常生活用具給付事業	
いどうしえんじぎょう 移動支援事業	こべつしえんがた 個別支援型
	しゃりょういそうかた 車両移送型
ちいきかつどうしえん きのうきょうかじぎょう 地域活動支援センター機能強化事業	

ちいきせいかつしえんじぎょういちらん にんいじぎょう
地域生活支援事業一覧（任意事業）

じぎょう 事業メニュー		
ふくし じぎょう 福祉ホーム事業		
にゅうよく じぎょう 入浴サービス事業		
きゅうしんたいしょうがいしゃじりつしえんじぎょうりようしゃしえんじぎょう ちゅう 旧身体障害者自立支援事業利用者支援事業（注 1）		
こうせいこんれんひ しせつにゆうしよしゃしゅうしよくしたくきんきゅうふじぎょう 更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業		
せいかつしえんじぎょう 生活支援事業	ちようかくしやう しゃしゃかいせいかつきやうしつかいさいじぎょう 聴覚障がい者社会生活教室開催事業	
	しゃかいてきおおくんれんじぎょう オストメイト社会適応訓練事業	
	おんせいきのうくんれんじぎょう 音声機能訓練事業	
	てんじ そくじぎょうほう じぎょう 点字による即時情報ネットワーク事業	
	ちゅうとしつめいしゃしゃかいてきおおくんれんじぎょう 中途失明者社会適応訓練事業	
につちゅういちじしえんじぎょう 日中一時支援事業		
しゃかいさんかそくしんじぎょう 社会参加促進事業	きやうしつかいさいとうじぎょう スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	
	てんじ こえ こうほうとうはっこうじぎょう 点字・声の広報等発行事業	
	ほうしんいんようせいけんしゅう 奉仕員養成研修 じぎょう 事業	しゅわほうしんいんようせいじぎょう 手話奉仕員養成事業
		ようやくひつきほうしんいんようせいじぎょう 要約筆記奉仕員養成事業
		てんやくろうどくほうしんいんようせいじぎょう 点訳朗読奉仕員養成事業
	じどうしゃうんでんめんきよしゅとく かいぞうほじょじぎょう 自動車運転免許取得・改造補助事業	
	た しゃかい さんか その他社会参加 そくしんじぎょう 促進事業	しょうがいしゃ そうだんうんえいじぎょう 障害者あんしん相談運営事業
		しょう しゃアイディー うんえいじぎょう 障がい者 I T サポートセンター運営事業
		ざいたくじゅうどしやう しゃ じ かみ じぎょう 在宅重度障がい者（児）紙おむつサービス事業
		しんたいしょうがいしゃふくしでんわせつちじぎょう 身体障害者福祉電話設置事業
もう しゃつうやく はけんじぎょう 盲ろう者通訳・ガイドヘルパー派遣事業		
はったつしょうがいしゃしえん うんえいじぎょう だいとしとくれい 発達障害者支援センター運営事業（大都市特例）		

注 1 「旧身体障害者自立支援事業利用者支援事業」は、「身体障害者自立支援事業」（平成20年3月31日事業終了）を利用していただ方に対する支援事業である。

- 「重度障害者在宅就労促進特別事業（バーチャル工房支援事業）」は、平成20年3月31日をもって事業終了
- 「経過的デイサービス事業」は、平成19年3月31日をもって事業終了

4 事業内容等

(1) 相談支援事業

ア 相談支援事業

A 相談支援事業

障がいのある方が地域で自立した日常生活や社会生活を送るために、本人・家族・介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のために必要な援助を行います。

また、地域自立支援協議会を設置し、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行うとともに、相談支援機能強化事業を実施します。

[H21年度～H23年度のサービス見込量]

事業名	単位	H21年度	H22年度	H23年度
障がい者相談支援事業	箇所数	15	16	17
障がい児等療育支援事業	箇所数	15	16	17
地域自立支援協議会	箇所数	1	1	1